

平成26年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

I はじめに

公益財団法人国際人材育成機構(以下「当機構」という。)は、平成3年12月の設立以来、一貫して開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及びわが国の社会と産業の健全な発展に寄与するため、外国人技能実習生受入企業(以下「受入企業」という。)をはじめ関係者の皆様の絶大なご支援をいただきながら、技能実習生派遣国(以下「派遣国」という。)であるインドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)、タイ王国(以下「タイ」という。)及びベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)の3か国から延べ41,000名を超える外国人技能実習生(以下「実習生」という。)を受け入れてきた。各派遣国では、当機構の外国人技能実習生受入事業(以下「実習生受入事業」という。)を高く評価し、各派遣国大臣はじめ政府幹部と各派遣国における人材育成について意見を交わした際においても、日本の高度な技術・技能や厳格な職場規律など日本の優れた労働慣行を習得できる当機構が実施する実習生受入事業は大変有意義な事業であり、本事業を当該国の人材育成に関する政策の主軸として位置づけており、事業の拡大要請があったところである。

特に、35,000名超の実習生受入実績を有するインドネシアについては、平成27年3月24日、インドネシア共和国ジョコ・ウィドド大統領がご来日の際、本事業は、帰国後、少なくとも5,000名を超えるインドネシア帰国実習生が事業を起こしインドネシアの雇用創出、経済発展に貢献していることを高く評価し、特に同大統領からインドネシア政府との共同事業である技能実習プログラムの更に一層の拡大要請を受けたところである。

また、上記の当機構における実習生受入事業の評判を仄聞した複数の開発途上国政府から実習生の派遣を行いたい旨の要請を受けており、以前にも増して、本事業を通じて開発途上国の人づくり、ひいてはこれらの国の経済発展に貢献することが、当機構に求められているところである。

一方、日本国内においては、平成26年度の実習生受入数が前年度比3割増と大幅な伸びを示し、多くの受入企業に実習生を配属したところであるが、当機構としては、実習生受入事業が、我が国の社会と産業の健全な発展に引き続き寄与できるよう、当機構が提供できる最大のサービスは、入管法や労働関係法令などを遵守するためのノウハウを提供することであることから、全役職員が自己研鑽に励み、各受入企業に適正な実習生受入環境の整備を要請してきたところである。

また、業界を牽引する当機構としては、当機構のみならず、業界全体の適正化を図るため、当機構が中心的役割を果たしている「外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会（以下「中連協」という。）において、中連協の加盟団体のみならず、各都道府県の外国人技能実習生受入れ団体連絡協議会加盟団体に参加を呼びかけて、「不正行為撲滅キャンペーン」を実施するなど、業界全体で事業の適正化を図るとともに、中連協加盟団体から制度改善に関する要望をとりまとめ、関係省庁に提出したところである。

II 事業の概況

政府により検討が進められている外国人技能実習制度（以下「技能実習制度」という。）見直しに関しては、外国人の外国人技能実習（以下「技能実習」という。）の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（以下「技能実習法」という。）が閣議決定され平成27年3月6日第189回通常国会に提出されたところである。この法案では、監理団体、受入企業及び技能実習計画についての許可等の制度を設けこれらに関する事務を行う新法人が設立されるなど、制度の厳格化が図られるとともに、優良な監理団体等に限定して、4年目及び5年目の技能実習を認めることとするなどの拡充策が講じられることとなっており、可決されれば、平成28年3月31日までの間において政令で定める日から施行されることとなっている。これに先んじて、当機構では、全国を統括する拠点である本部事務所を東京都中央区日本橋に移転するとともに、更に地域に密着したきめ細やかなサービスの提供を図るため、平成26年10月24日に北陸事務所（富山県富山市）、平成27年2月9日に北海道事務所（北海道札幌市）、沖縄事務所（沖縄県那覇市）を新設したところであり、これにより当機構の国内ネットワークが全国に網羅されたこととなった。また、平成27年1月にはトレーニングセンター南柏に加え、新たに埼玉県春日部市に当機構所有の集合講習施設トレーニングセンターを開所し、入国直後の集合講習の充実を図る取り組みを進めており、全国9支局、3事務所、海外3駐在員事務所、2トレーニングセンターが一体となり、技能実習制度の適正な実施に全力で取り組む決意である。

今後も当機構の基本理念である「人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与します」、「人づくりを通じ、開発途上国の経済発展に寄与します」の下、「開発途上国から

の技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業」、「開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業」及び「開発途上国との青少年親善交流事業」等の事業の一層の拡大推進を図って参る所存であり、従前と変わらぬご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以下実施した事業内容について報告する。

記

1 実習生受入事業及び同事業の実施に必要な無料職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

開発途上国の青年の人材育成等のために、当該派遣国政府と一体となって実施している実習生受入事業をより効率的かつ効果的に実施し、一層発展させるため、当該派遣国政府との協議を随時かつ円滑に進めることができた。

平成26年4月4日、タイ労働省チラサック・スコインタチャート事務次官はじめ同省能力開発局長・雇用局長などの幹部が来日。当日にアイム・ジャパン本部で開催された会議では、大都市以外からの意欲や能力の高い実習生をリクルートする「地方リクルート強化」が決定。翌5日には静岡県で開催された「実習生休日の集い」に参加されタイ王国実習生を激励した。

平成26年11月10日、タイにてスタサック労働大臣及びナコーン労働事務次官と会談した。この会談においてタイ王国労働省は、帰国実習生の活躍機会を広げ、これまで以上に多くの企業家を育成するために、新たな機関として「雇用センター」設立計画を表明した。

平成26年12月インドネシアにて、同年10月にジョコ・ウィドド内閣の下で労働大臣に就任したムハマド・ハニフ・ダキリ大臣と会談し、アイム・ジャパン技能実習プログラムのより一層の充実を約束した。

さらに平成27年3月22日には、インドネシア共和国ジョコ・ウィドド大統領と面談し、技能実習プログラムの一層の拡大要請を受けた。

(2) 実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

当機構の所期の目的達成と当機構運営の確固たる基盤づくりのため、実習生再受入れの確実な確保と新規受入企業の獲得を重点課題として業務推進活動を行った結果、受入数2,378名（インドネシア 1,418名、タイ 288名、ベトナム672名）であった。

また、日本ILO協会の国際人材育成事業を引き継いで行っている事業の対象者（フィリピン）の受入れは、126名であった。

イ 実習生の質の向上

実習生が技能実習制度の趣旨に適った技能実習を全うするためには、日本への適応、日本語能力の向上が不可欠である。このため実習生に対し、受入企業への配属前に以下の教育を行った。

(ア) 日本への適応

- a 受入企業における技能実習が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるための教育の徹底を図った。
- b 実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について教育を行った。
- c 技能の習得を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行った。

(イ) 日本語能力の向上

- a 当機構オリジナルの3年日誌を配布し、実習期間を通して記述するよう指導を行った。
- b 入国時は日本語能力試験のレベルN5～N4、入国1年後はN3、帰国時はN2以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業配属後における継続的な日本語教育の強化を図った。
- c 日本語能力試験の全員受験を奨励するため、各支局において日本語講座の充実を図り、実習生全員に願書及び練習問題を無料で配布し、N3級以

上合格者に対しては表彰を行い、また、日本語能力向上についてアテンド職員による進捗チェック及び激励を徹底した。

d 平成26年度の日本語能力試験合格者は表彰対象となるN2級合格者が26名、N3級合格者が208名であった。

(ウ) 実習生のモチベーションの維持及び向上

実習生が技能実習の全期間を通じ、初心を忘れず、モチベーションを維持、向上させることが必要である。そのため、次のことを重点的に指導した。

a 日本語能力の向上が、日本での技能実習の成功に不可欠であること及び帰国後の就職活動にも有利であること。

b 技能実習期間中に学んだ技術、日本人の働き方、日本的な経営手法、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際して大いに役立つこと。

c 実習生の帰国後における成功事例集を配布し、起業及び条件の良い就職は、自分の意思と努力によって必ず掴み取ることができること。

ウ ベトナムの貧困な若者への人材育成事業

ベトナムの貧困な若者を技能・技術労働者として育成し、貧困からの脱却を図ることを目的に、ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会省（以下「ベトナム労働省」という。）と協力のうえ、意欲や能力があっても貧困により就学の機会を得られなかった若者を対象に、ベトナムにおいて無償事前訓練をすることとし、訓練合格者にはアイム・ジャパン技能実習プログラムへの応募資格を付与する人材育成事業を引続き実施した。

エ 寄附活動

本年度の寄附活動は、当機構の寄付金等取扱規定第2条第2項に基づく一般寄付金として実施した。

オ 実習生受入手続の支援

平成26年度の実習生の受入は、当初12回で計画していたところ、告示の遅延等により、7月及び8月が各々3回の入国となったことから、合計16回に亘る入国となり、集合講習及び受入企業への配属日が分散するという事態が発生したものの、全く問題なく日本への入国、集合講習施設への入寮及び集合講習終了後の企業

配属を実施することができた。

カ 適正な実習環境の整備、向上

(ア) 受入企業に対する監査及び訪問指導の実施

技能実習に係る法務省関係法令及び指針において、受入企業における技能実習の実施状況について3月につき1回以上の監査と「技能実習1号」の活動期間中1月につき少なくとも1回の訪問指導が求められている。当機構は平成25年12月に改訂された法務省指針に沿った監査を行うとともに、「技能実習1号」の活動期間中のみならず「技能実習2号」の活動期間中も月1回以上の訪問指導を実施した。

また、不正行為の事実が判明した受入企業に対しては、特別監査を実施した。

これら監査及び訪問指導を確実に実施し、受入企業に対し適正な技能実習の実施と労働関係法令の遵守について周知徹底に努めた。

(イ) 「受入企業総点検月間」の実施

上記の監査及び訪問指導のほか、平成26年度も5月を「受入企業総点検月間」として、受入企業全社に対し法務省指針の不正行為に係る事項及び労働関係法令等の遵守の実態を把握するために総点検を実施した。その結果、改善が必要とされる企業に対しては速やかな是正を要請した。

(ウ) 受入企業懇談会の開催

法務省指針の趣旨及び労働関係法令の順守について周知徹底を図り、受入企業における実習生に対する適切な接遇が得られること及び受入に関する諸問題を討議すること、並びに当機構の事業運営の現況を説明するとともに受入企業幹部から技能実習制度に関する各種意見をいただき当機構の事業運営に反映させることを目的として、9支局において、受入企業懇談会を開催した。

さらに、当懇談会については、技能実習制度に関する関係法令等の最新情報を当機構の専門的知識を有する役職員が解説する場を設けるなど魅力あるものとし、広く技能実習制度を周知するため、呼称を「アイム・ジャパン

セミナー」としてホームページ等で参加者を募ったところ、会員・非会員を問わず多くの方にご参加いただいた。

(エ) 実習・生活指導員懇談会の開催

受入企業の実習生に対する指導実務に携わる技能実習指導員及び生活指導員を対象に実習・生活指導員懇談会を平成27年3月6日から同年3月27日の間に9支局において開催した。受入企業、受入を検討している企業174社、203名が参加し、技能実習における問題の発生防止及び解決方法等について情報及び意見を交換し、受入企業における技能実習指導及び生活指導の向上を図った。

(オ) 実習生の在留に係る手続の支援

実習生が技能実習を行うために必要な在留に係る在留資格変更及び在留期間更新等の許可を得る手続、大使館への在留届及び有効期間が経過する旅券延長手続等の諸手続の支援を行った。

また、実習生の「技能実習2号」への移行に伴う技能検定の受験申請手続きの支援のほか技能実習生身分証明書を発給して実習生の便宜を図った。

キ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

実習生が抱えている悩みや疑問等に対応するため、以下を実施した。

(ア) 実習生のための電話相談等

- a アテンド担当職員の携帯電話番号を実習生に通知し、24時間対応で実習生の相談等に対し適切かつ迅速に対応した。
- b 本部に設置しているフリーダイヤル電話（24時間対応）により、インドネシア語、タイ語、ベトナム語及び英語を話せる職員が実習生の相談に応じた。
- c イブクー（私の母）制度（インドネシア）、ピーチャイ・ピーサオ（兄妹）制度（タイ）及びアイン・エム（兄弟）制度（ベトナム）等により、派遣国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、在宅で実習生からの電話相談に母国語で応じ、適切に助言・指導した。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、お盆休み、年末年始等祝祭日の休日の時期には、それぞれに係る注意事項を文書で指導を行うとともに失踪防止、交通安全と事故防止等、日常生活の支障となる事柄を防止するための指導文書を作成し、アテンド担当職員から実習生及び受入企業に配布した。また、イスラム教の実習生に対してはラマダンの時期（猛暑と重なる時期等のため）には、健康管理の面から注意喚起の指導文書も配布した。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づいて駐日インドネシア大使及び在大阪同国総領事による帰国予定の優良実習生への賞詞授与に対して積極的に支援し、平成26年度は、計671名の実習生に賞詞が授与された。

(エ) 実習生に対する駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日派遣国大使館等の協力の下に、大使館員による受入企業及び実習生の宿舍訪問、実習生休日の集い及び集合講習等を通じて、失踪防止をも含めた生活指導を強化・徹底した。

ク 失踪防止対策

実習生の失踪は、技能実習制度の根幹を揺るがし、我が国の社会と産業の健全な発展を妨げる重大な問題である。そこで、「失踪防止対策要綱」に基づき駐日派遣国大使館及び在外駐在事務所との連携を強化しつつ実習生に対する指導・啓発を積極的に実施した結果、ベトナムが受け入れ数増加に伴い失踪件数も増えたが、全体では平年並みで推移した。

ケ 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう受入企業に対して要請するとともに、実習生に対しては、法令の周知と安全な作業方法を確実に履行するよう指導をした。

特に、法定資格を必要とするフォークリフト運転、クレーン運転、玉掛け作業等の就業制限業務に実習生が無資格で作業に就くことのないよう指導

を徹底した。

具体的には、新規に入国する実習生及び在留生を対象に、企業引継前または引継後に必要に応じて技能講習資格を習得させるための受講支援を実施するなど、以下の対策を推進した。

- a 企業引継前に技能講習の資格を取得するための受講支援（フォークリフト・玉掛け、床上操作式クレーンの3種目延計822人受講）
- b 在留生が技能講習を受講する際の外国語訳補助テキスト配布による受講支援
- c 法定の特別教育（吊り上げ荷重5トン未満のクレーン運転の業務、アーク溶接等の業務）に対するテキスト（3か国語）の配付及び学科教育の実施
- d 安全衛生意識の高揚を図るための安全衛生大会の開催
（全国8か所開催、実習生延べ1,517名参加）
- e 安全衛生ステッカー（会員企業）・手拭（実習生全員）の配布
- f 受入企業自主点検票による点検の実施（945企業）
- g 事故調査・指導の実施

(イ) 健康診断の実施等

全ての実習生に対し、入国前1か月以内に送出し国において健康診断を行い、かつ入国後早期に健康診断（雇い入れ時健康診断項目のすべての項目）及び検便による腸内細菌検査を実施するとともに、集合講習中の日々の健康状態を観察し、体調不良を訴える実習生に対して適切な処置を行い、健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止した。

(ウ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できるよう仲間たちに訴える標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施し、優秀作品を表彰した。最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作4名を選出した。

コ 実習生福利厚生事業

(ア) 作文コンクールの実施

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的に、「アイム・ジャパン作文コンクール」を実施し、優秀作品に対する表彰を行った。平成26年度は優秀な作品が多く、最優秀賞1名、優秀賞3名、優良賞2名、佳作4名、努力賞2名を選出した。

(イ) 実習生向け情報誌みんなのひろばの発行

実習生の日本語能力向上を図り、もって技能実習効果の向上及び地域社会との交流を深めること等を目的に、実習生向けの情報誌みんなのひろば79号から84号を発行し、実習生の日本語能力向上を図るとともに、日本における生活習慣等について注意喚起し、円滑な技能実習を促した。

サ 実習生の適正かつ厳正な選抜に対する支援

派遣国政府が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定等に関し密に協議を行う等募集担当者との連携強化を図ることにより、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援した。

シ 集合講習等の効果的な実施

(ア) 事前講習（入国前の講習）

a 派遣国政府が実施する事前講習について、当機構はこれに積極的に協力した。また、技能実習の効果をあげるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図ることとし、特に聴解能力を向上させるため、実習生相互によるロール・プレイング（役割演技）訓練を実施した。また日本語能力の不足及び技能実習意欲の欠如等については厳しく審査を行い、適正を欠く者については、入国前に不合格とするよう派遣国政府に要請した。

b 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力N4合格レベルに向けての指導を行い、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努めた。

c 事前講習においては、実習生の安全と健康を確保するため、危険予知活動（KY）を含む安全衛生の基礎知識を教育した。

- d 特に、ベトナムにおいては、ベトナム政府の協力を受け、平成27年7月から、建設業の受入企業において、実習生が円滑かつ安全に技能実習を受けられるよう、建設業に配属される実習生を対象に、建設工具名等の日本語や日本の基準に準じた安全知識等をビデオ、テキスト等により分かりやすく教育するとともに、基礎的な実技についても訓練し、これまで計243名が受講したところである。
- e 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努めた。
- f 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりと目的意識を持ち、日本での技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努めた。

(イ) 集合講習（入国直後の講習）

入国直後の実習生を対象に、アイム・ジャパントレーニングセンター南柏（千葉県流山市）、アイム・ジャパントレーニングセンター春日部（埼玉県春日部市）等を利用し、コミュニケーション能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識及び外部専門家による入管法・労働関係法令、実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行うとともに、以下の事項にも重点を置いて円滑かつ効果的な集合講習を実施した。

- a 技能実習制度の目的及び意義、実習生にかかわる諸規則等の遵守についての指導を強化した。
- b 実習生としての目的意識を明確に植え付け、自己の行動に対する責任感を十分身に付けた実習生の育成に努めた。
- c 失踪は、違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化した。
- d 安全衛生意識の高揚を図り、労働災害を防止するため労働安全衛生教育を行うとともに法に基づく特別教育（学科部分）を実施した。
- e 平成26年度から新たに作成した教材「建設現場の安全」3ヵ国語版（インドネシア語・タイ語・ベトナム語）を用い、更なる安全衛生意識を高め

ることとしている。

f 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難いと判断される者は、受入企業へ配属する前に帰国させた。

g 事前講習と入国後の集合講習との連携を強化し、さらに実習生の質の向上に努めた。

ス 帰国する実習生に対する技能実習修了証書の発行

平成26年度に技能実習を終了し、インドネシア、タイ、ベトナム及びフィリピンへ帰国した実習生（以下「帰国実習生」という。）1,643名（インドネシア1,062名、タイ217名、ベトナム183名、フィリピン96名の3年実習1,558名及びインドネシア42名、タイ43名の1年実習85名）に対し、帰国時にその成果を称え、当機構及び公益財団法人国際研修協力機構から取得した資格を裏面に記載した技能実習修了証書を発行・手交した。

セ 帰国実習生に対する就職支援

(ア) インドネシアの帰国実習生については、同国労働移住省が実施する帰国実習生に対する集団就職面接会の支援を行ったほか、以下の各種施策について、同国労働移住省に対して側面的支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても1,3,6か月ごとに定期的な調査を行った。

a 州労働局を通じて就職相談窓口の設置。

b 就職機会を図るためにインドネシア版“ハローワーク”への登録勧奨。

c IT機能を活用した就職情報提供。

d インドネシア労働移住省及び当機構独自の調査による帰国実習生の帰国後の実態把握。

e 帰国実習生の会の組織化

起業家を組織するための支援（社長の会）。

f 実習生に対する起業セミナーへの支援

当初計画したインドネシア実習生の帰国後の就職・起業支援を図るため

に、インドネシア労働移住省、協同組合中小企業省主催の「起業セミナー」は、協同組合中小企業省の都合で開催しなかった。

- (イ) タイの帰国実習生の就職促進については、バンコク駐在員事務所を通じ、積極的に同国労働省に協力し、同省主催による就職面接会の支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても1, 3, 6か月ごとに定期的な調査を行った。
- (ウ) ベトナムの帰国実習生の就職促進については、ハノイ駐在員事務所を通じ、積極的にベトナム労働省に協力し支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても1, 3, 6か月ごとに定期的な調査を行った。
- (エ) 日本国内においては、既に派遣国に進出している企業及び進出を検討している企業に対して技能実習制度の概要を説明し、帰国実習生の現地採用が円滑に運ぶよう情報提供に努めた。

ソ 図書が発刊

実習生派遣国の経済関係情報をはじめ、政治・文化等の情報についても現地駐在員事務所及び国内関係機関等を通じ情報収集に努め、小冊子を作成し、企業等に無償で提供した。

タ 広報活動

当機構の目的、事業内容及び実績等を広く周知し、企業におけるグローバル化の対応の一環として、これらの事業の活用を図ることが極めて有効であるとの認識が社会に広まるよう努めるものとする。特に、技能実習制度について、広範に啓蒙することを目的として、日刊紙、雑誌、業界紙等へのパブリシティ活動を展開するとともに、当機構メールマガジンの新規発行やフェイスブックと連動したホームページの制作など広報の強化を図り、もって、実習生受入事業の拡大、発展につなげた。

チ 広報誌の発行

広く一般への技能実習制度の意義と同制度に基づく実習生の活躍ぶりを紹介し、その活用が開発途上国への人材育成を通じた経済発展に資することを目的に、受入企業及び関係各所に「IM Japan News」120号から126号を作成し、配付した。

ツ カレンダーの作成・配付

当機構と実習生、受入企業との連携をより強固なものとするを目的に、平成27年（2015年）版のカレンダーを作成・配付した。

テ 人材育成セミナーの開催

実習生派遣国の国情、生活慣習及び国民性等についての十分な知識と理解を深め、国際化に対応する人材育成及び国際相互理解の促進を図るために、当セミナーのために来日したベトナム労働・傷病兵・社会省海外労働局グエン・ゴック・クイン局長をはじめ、ベトナム大使館公使参事官等を講師に迎え、人材育成セミナーをアイム・ジャパンセミナーとして、平成26年10月と11月に支局毎（9会場）に開催した。

本セミナーは、ホームページをはじめ各種宣伝媒体を活用したことにより会員・非会員を問わず大勢の皆様が参加し、各国の国情や文化、経済、国民性及び実習生指導にあたっての注意点など、幅広い内容について啓蒙を図った。

(3) 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

ア 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

実習生受入事業を行う監理団体は、法令上、無料職業紹介事業の許可を取得することが要件とされていることから、当機構は平成22年4月1日付13-ム-300032号をもって厚生労働大臣から当該事業の許可を取得した。

これに基づき派遣国政府等とともに、実習生候補者と受入企業との間の無料職業紹介事業を行って、実習生の受入を実施した。

イ 技能実習職種のマッチングのための措置

当機構が行う無料職業紹介事業が的確かつ円滑に実施できるよう実習生の募集及び選抜の段階において、受入企業における事業内容とともに、技能実習職種ごとに作業現場、作業機械等の写真を添えて作業内容を説明する「技能実習職種説明資料」を応募者に閲覧させ、その後に希望職種を申告させることによって、実習生の希望と実習対象職種のより円滑なマッチングの実現を図った。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 「海外投資情報」資料の提供

技能実習生派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を収集し、「海外投資情報」として、広報誌と併せ関係企業等に送付、海外進出を希望する企業に提供した。

(2) 海外投資相談

海外駐在員事務所と連携を図り、中小企業の海外進出を支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談に対応した。

(3) 受入企業等を中心とした現地訪問団の派遣

受入企業の派遣国に対する理解の向上を図る目的で実施している現地訪問団について、本年度は駐日ベトナム大使館の協力を得て、11月2日から11月8日までベトナム訪問団21名を派遣した。

3 開発途上国との青少年親善交流事業の実施

国際的相互理解の促進を図ることを目的に、7月14日から7月24日までベトナム高校生等24名を、平成27年3月9日から3月19日までタイ高校生等19名を日本に招聘し、日本各地で見聞させた他、ホームステイで日本の家庭生活、日本の高等学校で授業やクラブ活動参加を通じ、次代を担う高校生との交流を深めた。